

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成27年度以降】

＜現行＞ 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円



＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な7区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
		18%	15%	12%	10%	6%	3%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

〔1 単位単価の見直しに当たっての経過措置〕
 <平成26年度> 20区分

	特別区1級地	特甲地-1級地	乙地-2級地	特甲地-3級地	丙地-1級地	甲地-2級地	丙地-2級地	甲地-3級地	特甲地-4級地	乙地-3級地	甲地-4級地	丙地-4級地	特甲地-5級地	甲地-5級地	丙地-5級地	乙地-5級地	甲地-6級地	丙地-6級地	乙地-6級地	丙地-その他	乙地-その他	丙地-その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%		
居室介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
療養介護	10円																					
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.15円	10.05円	10.05円	10.05円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.13円	10.04円	10.04円	10.04円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.13円	10.04円	10.04円	10.04円
就労移行支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.13円	10.04円	10.04円	10.04円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.13円	10.04円	10.04円	10.04円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.13円	10.04円	10.04円	10.04円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.18円	10.06円	10.06円	10.06円
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.14円	10.05円	10.05円	10.05円

* 表の見方

次頁と2 頁後の表を見て、「現行の地域区分」〔見直し後の最終的な地域区分〕

丙地(0%) → 6 級地(3%)

の市町村の場合、「丙地→6 級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1 単位単価。

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

〔官署所在地〕

		見直し後の最終的な地域区分							
		1級地 (1.8%)	2級地 (1.5%)	3級地 (1.2%)	4級地 (1.0%)	5級地 (0.6%)	6級地 (0.3%)	その他 (0.0%)	
特別区 (1.2%)	特別区								
特甲地 (1.0%)	東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市、府中市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市	東京都 八王子市、立川市、府中市、昭島市、国分寺市、立川市、昭島市、八王子市、多摩市、稲城市、武蔵野市、狛江市、東大和市、調布市		
甲地 (0.6%)	埼玉県 和光市、清瀬市、福生市、厚木市、厚木市、厚木市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	
乙地 (0.3%)	埼玉県 和光市、清瀬市、福生市、厚木市、厚木市、厚木市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	埼玉県 さいたま市、高石市	
丙地 (0.0%)	茨城県 取手市、成田市、印西市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市、鹿嶋市	

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

〔官署が所在しない地域等〕

再直し後の最終的な地域区分							
	1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
特別区 (1.2%)							
特甲地 (1.0%)				東京都 小金井市	神奈川県 逗子市 大阪府 志願町		
甲地 (6%)							
乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 夏久留米市 神奈川県 藤岡市、綾瀬市 大阪府 堺市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、ふじみ野市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 川西市	東京都 東大和市 東京都 豊岡市 生駒市 兵庫県 篠山市	
丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 蓼川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、犬伏町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、流山町、葛飾市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市、久御山町、八幡町、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市	富山県 七ヶ浜町、村田町 福井県 河内町、和穂町、つくはみらい市、津市、坂東市、越前市、下津市、八千代町、稲城市、杉川市 埼玉県 日光市、さくさ市、玉生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、波川市、桐生市、みどり市 埼玉県 蕨山町、鴻巣市、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田町、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉里町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがほづろ、深谷市、榑川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町、中井町、大井町、二宮町、稲穂町 神奈川県 南郷町、富士河口湖町 山梨県 身延町、筑北村、上田市、下原町、岡谷市、飯田市、岡崎市、伊那市 岐阜県 坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠原町、羽島市、海津市、瑞穂市、高山市、岐南町 静岡県 小山町、裾野市、島田市、草泉町、清水町、川根町、藤枝市、森町、湖西市、西原町 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、瀬江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、真員町、朝日町、川越町、亀山市、木曾岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南山城町 大阪府 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、曾爾村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、湊田市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 山口県 岩国市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市
現行の地域区分	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域						

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成15年4月2日から24年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成24年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町並びに福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀬町については、平成27年4月1日から下関市又は久留米市の区域として取り扱うこととし、平成24年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
知的障害児通園施設支援 養護学級通園施設	11,112円	10,933円	10,744円	10,622円	10,500円	10,377円	10,199円	10円	
児童デイサービス	* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業	-								
肢体不自由児通園施設支援	10円								
児童デイサービス(再掲)	* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)	-								
-	-								
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11,000円	10,844円	10,677円	10,566円	10,465円	10,339円	10,177円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,112円	10,933円	10,744円	10,622円	10,500円	10,377円	10,199円	
盲ろうあ児施設支援	第二種自閉症児施設の場合	11,100円	10,922円	10,733円	10,611円	10,499円	10,377円	10,188円	
	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10,999円	10,833円	10,666円	10,555円	10,444円	10,333円	10,177円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,111円	10,933円	10,744円	10,622円	10,499円	10,377円	10,199円
ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11,088円	10,909円	10,722円	10,600円	10,488円	10,366円	10,188円	
肢体不自由児養護施設支援	当該施設が単独施設の場合	11,111円	10,933円	10,744円	10,622円	10,499円	10,377円	10,199円	
	併設する施設が主たる施設の場合	11,166円	10,977円	10,777円	10,644円	10,522円	10,399円	10,199円	
肢体不自由児養護施設支援	11,100円	10,922円	10,733円	10,611円	10,499円	10,377円	10,188円	10円	
第一種自閉症児施設支援	10円								
肢体不自由児施設支援	10円								
重症心身障害児施設支援	10円								
-	-								

<見直し後>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
児童発達支援センターの場合	11,112円	10,933円	10,744円	10,622円	10,500円	10,377円	10,199円	10円	
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,088円	10,909円	10,722円	10,600円	10,488円	10,366円	10,188円	10円	
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,377円	11,144円	10,911円	10,778円	10,611円	10,466円	10,233円	10円	
医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10円								
放課後児童クラブ等以外の障害児施設の場合	11,088円	10,909円	10,722円	10,600円	10,488円	10,366円	10,188円	10円	
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,377円	11,144円	10,911円	10,778円	10,611円	10,466円	10,233円	10円	
保育所等訪問支援	11,112円	10,933円	10,744円	10,622円	10,500円	10,377円	10,199円	10円	
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11,000円	10,844円	10,677円	10,566円	10,444円	10,333円	10,177円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,112円	10,933円	10,744円	10,622円	10,500円	10,377円	10,199円	
福祉型盲ろうあ児施設支援	第二種自閉症の場合	11,100円	10,922円	10,733円	10,611円	10,499円	10,377円	10,188円	
	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10,999円	10,833円	10,666円	10,555円	10,444円	10,333円	10,177円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,111円	10,933円	10,744円	10,622円	10,499円	10,377円	10,199円
ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11,088円	10,909円	10,722円	10,600円	10,488円	10,366円	10,188円	
肢体不自由児施設支援	当該施設が単独施設の場合	11,111円	10,933円	10,744円	10,622円	10,499円	10,377円	10,199円	
	併設する施設が主たる施設の場合	11,166円	10,977円	10,777円	10,644円	10,522円	10,399円	10,199円	
肢体不自由児施設支援	11,100円	10,922円	10,733円	10,611円	10,499円	10,377円	10,188円	10円	
医療型(含:指定医療機関)	10円								
肢体不自由児施設支援	10円								
重症心身障害児施設支援	10円								
-	11,088円	10,909円	10,722円	10,600円	10,488円	10,366円	10,188円	10円	

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

＜現行＞ 5区分

特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
12%	10%	6%	3%	0%
10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

＜平成24年度＞ 18区分

特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→6級地	甲地→4級地	甲地→3級地	甲地→2級地	甲地→1級地	乙地→4級地	乙地→3級地	乙地→2級地	乙地→1級地	丙地→4級地	丙地→3級地	丙地→2級地	丙地→1級地	その他	
13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%	
10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	

＜平成25年度＞ 15区分

特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地	甲地→2級地	甲地→1級地	乙地→4級地	乙地→3級地	乙地→2級地	乙地→1級地	丙地→4級地	丙地→3級地	丙地→2級地	丙地→1級地	その他
15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	3%	2.25%	0%
10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円	

＜平成26年度＞ 21区分

特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	甲地→4級地	甲地→3級地	甲地→2級地	甲地→1級地	乙地→4級地	乙地→3級地	乙地→2級地	乙地→1級地	丙地→4級地	丙地→3級地	丙地→2級地	丙地→1級地	その他				
16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%	
10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.33円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円		

＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な8区分

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

＊ 平成24年度から26年度までの表の見方
 次の表を見て、「現行の障害者の地域区分」〔障害児の地域区分〕
 の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等
 の報酬の1単位単価。
 丙地（0%） → 7級地（3%）

8 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

① 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案について

社会福祉施設整備費については、好循環実現のための経済対策の一環として障害者施設等の防災対策等の推進を図るため、25 年度補正予算で計上された 148 億円と一体で執行することとし、26 年度当初予算案としては 30 億円を計上したところである。

26 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。

25 年度補正予算及び 26 年度当初予算案を合わせた 178 億円により、地方公共団体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしているので、ご理解願いたい。（関連資料 1（28 頁））

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

25 年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、25 年 11 月 29 日に公布、同年 12 月 27 日に施行されたところである。（関連資料 2（29 頁））

障害者関係施設等の高台移転整備については、これまでも、24 年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や障害児の入所施設の高台移転整備のメニュー化、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設等により対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、26 年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率 95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

(2) 平成 25 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

大規模災害等に備え、自力避難が困難な障害者等が多数入所する障害者支援施設等の防災・安全対策を図るための整備を早急に実施する必要がある。

また、障害者総合支援法により、障害者及び障害児の地域生活を支援していくための一層の施策の展開が求められている中、必要とされる障害福祉サービス等が障害者及び障害児に確実に提供されるよう基盤整備を図る必要がある。

このため、社会福祉施設整備費における 25 年度補正予算として、

- ① 防災上倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備の推進
- ② 火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する施設等のスプリンクラー整備の推進
- ③ 障害者が住み慣れた地域で暮らすための基盤整備を図ること等を目的としたグループホーム等の整備の促進

等について、総額 148 億円を計上したところである。

なお、社会福祉施設の防災・安全対策については、従来より、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、基金残額を活用し、26 年度着手事業まで延長して整備が可能となっており、それを超える整備需要への対応として 25 年度補正予算において措置したものであることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。(関連資料 3 (30 頁))

また、スプリンクラーの整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金と同様の補助基準とする(延べ面積 1,000 ㎡未満施設は 18,000 円、1,000 ㎡以上施設は 34,000 円(いずれも 1 ㎡当たりの総事業費ベース))とともに、スプリンクラー設備等を設置するに当たり、水道口径や水圧が不十分である場合等にパッケージ型の消化ポンプユニット等を設置する場合には、1 施設当たり 300 万円(総事業費ベース)を加算することとしたところである。(関係通知については後日改正予定。)

25 年度補正予算における 25 年度執行分については 2 月上旬に既に内示済みである。26 年度に予算を繰り越して執行するものについては、今後、関係機関との協議が整い次第、早期に内示を行いたいと考えている。

(3) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 26 年度国庫補助協議について

社会福祉施設整備費の 26 年度予算案は、前述のとおり 30 億円となっているところであり、具体の案件に係る国庫補助協議に際しては、各都道府県等の整備計画等を踏まえ、優先順位を勘案の上、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

特に、耐震化や津波対策としての高台移転、スプリンクラー整備等の社会福祉施設の防災対策の強化については、従来より社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、26年度着手事業まで延長の上、基金残額を活用した整備が可能となっていることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。

また、社会福祉施設整備費においては、18年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努められたい。

なお、農林水産省の26年度予算案においては、都市農村共生・対流総合対策交付金(2,100百万円)、「農」のある暮らしづくり交付金(580百万円)、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金(6,540百万円)により、『「農」と福祉の連携プロジェクト』が推進されているところであるため、これらの交付金についても活用を図っていただきたい。(関連資料4(31頁))

25年度補正予算の成立に伴い、26年2月の閣議において、総理大臣及び財務大臣等より各省大臣に対し、早期の実施が要請されているところであり、26年度分についても「好循環実現のための経済対策」の趣旨を踏まえた同様の対応が求められることから、今後の国庫補助協議については以下のスケジュールで実施したいと考えているのでご協力願いたい。

なお、26年度分の国庫補助協議における採択方針等については、別途詳細をお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング | 3月下旬 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生(支)局への提出 | 4月上旬
～4月中旬 |

② 平成26年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

26年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や本年4月より導入される消費税増税を踏まえた単価改定を行う予定としており、追ってお示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、25年度補正予算において、本年度中に執行したものについては改定後の単価を適用しないが、26年度への本省繰越を行う場合は、26年度の執行となるため、改定後の単価を適用することとしている。

③ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等に係る会計実地検査の指摘について

24年度に、会計検査院より、社会福祉施設等施設整備費補助金等で整備した社会福祉施設等において提供するサービスの一部が休止していたり、利用が低調であるなどの指摘を受けたところである。

これを踏まえ、当該補助金の適正執行に関し、25年5月15日付けで課長通知を発出したところであるので、内容にご留意の上、今後とも当該補助金の適正な執行に努められたい。(関連資料5(34頁))

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として未措置状態にある施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから、経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について(平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引上げ、貸付利率の引下げ)について、26年度も引き続き実施することとしている。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等

における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

平成26年度予算(案) 30億円
 平成25年度補正予算 148億円

(関連資料1)

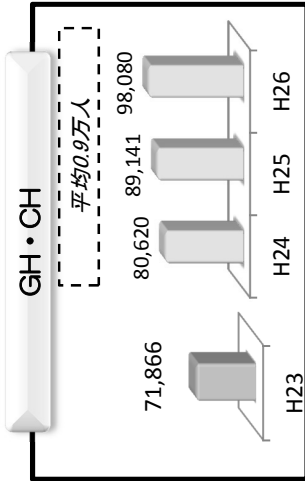
178億円

○ 障害者総合支援法に基づき、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう、平成25年度補正予算案を含めた切れ目のない財政支援を行い、障害者及び障害児に必要な障害福祉サービスの基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

地域生活支援の推進

○ 障害者の地域生活支援を更に推進するため、グループホーム等の整備を推進する。

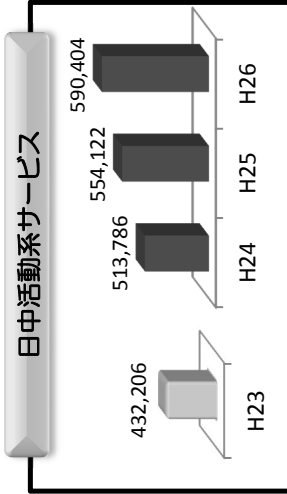


第3期障害福祉計画
 における整備目標値

(単位:人)

日中活動系サービス等の充実

○ 障害児・者の就労支援や地域生活支援の充実を図るための日中活動系サービス等の施設整備を着実に推進する。



第3期障害福祉計画
 における整備目標値

(単位:人)

障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 障害者施設等のスプリンクラー整備等の防火対策を推進し、防火安全対策の強化を行う。
 ○ また、倒壊の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転又は補強を推進する。



南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 概要

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿

【平成25年度】

社会福祉施設等耐震化等臨時
特例基金
(平成21年度～)

【対象】

- ① 障害児者や児童の入所施設の
・耐震化整備
・津波対策としての高台移転整備
・スプリングラー整備
- ② 被災地の共生型福祉施設整備

基金残
なし

【平成26年度】

〔補助金・交付金で対応〕

※引き続き、基金の補助単価や融資の
優遇措置は継続

社会福祉施設等施設整備費補助金

次世代育成支援対策施設整備費交付金

〔引き続き基金残を活用〕

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
(～平成26年度着手事業まで)

基金残
あり

都市農村共生・対流総合対策交付金

【平成26年度予算額：2,100 (1,950) 百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進。

農山漁村の現状

- ・ 人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・ 農業所得の減少
- ・ 社会インフラの老朽化
- ・ 廃校等遊休資源の増加
- ・ 美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・ 都市との交流に関心



消費者・都市住民のニーズ

- ・ 農山漁村へ訪問することへの関心
- ・ 農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・ 農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・ 団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・ 若者の農業への関心
- ・ 美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・ 農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等

各省との連携

- 総務省 ・送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省 ・送り手側(学校)への宿泊体験活動支援等

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着が図られるよう厚労省と連携して支援
- ・ 福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等、福祉農園の開設・整備

各省との連携

- 厚生労働省 ・高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用し、住みよい環境づくりを推進
- ・ 滞在型交流農園等の整備や、田舎暮らし希望者への農地等の掘り起こし、あっせん等を支援

各省との連携

- 総務省 ・過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省 ・校情報提供等
- 国土交通省 ・「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省 ・廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
- 経済産業省 ・商店街空き店舗への店舗誘致等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

- ・ 地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区

十 人材活用対策

- ・ 外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額(上限250万円/地区)

十 施設等整備対策

- ・ 空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等) 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等(上限2,000万円/地区 等)

広域ネットワーク推進対策

(全国・都道府県単位)

- ・ 地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額